

2021年3月19日

各位

会社名 ステラファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上原 幸樹
(コード番号：4888 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 藤井 祐一
(TEL:06-4707-1516)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月19日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件
 - (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 7,391,400株
 - (2) 募集株式の払込金額 未定(2021年4月2日開催予定の取締役会で決定する。)
 - (3) 払込期日 2021年4月21日(水曜日)
 - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする
 - (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
なお、本募集株式の一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
 - (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年4月13日に決定する。)
 - (7) 申込期間 2021年4月14日(水曜日)から
2021年4月19日(月曜日)まで
 - (8) 申込株数単位 100株
 - (9) 株式受渡期日 2021年4月22日(木曜日)
 - (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
 - (11) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 備後町支店

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,108,600株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2021年4月13日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人及び売出株数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
売出株式数 当社普通株式 1,108,600株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2020年4月13日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,108,600株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2021年5月21日（金曜日）
- (4) 払 込 期 日 2021年5月24日（月曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする
- (6) 割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三井住友銀行 備後町支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記2.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 7,391,400株 |
| (2) 売出株式数 | オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 1,108,600株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2021年4月6日(火曜日)から
2021年4月12日(月曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2021年4月13日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2021年4月14日(水曜日)から
2021年4月19日(月曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2021年4月21日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2021年4月22日(木曜日) |

(注) 上記(1)に記載の募集株式の一部は引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が1,108,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるステラケミファ株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,108,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年4月22日(上場日)から2021年5月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,137,400株
公募による新株式発行による増加株式数	7,391,400株
公募後の発行済株式総数	27,528,800株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	1,108,600株(最大)
増加後の発行済株式総数	28,637,400株(最大)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額3,438,044千円(※)に海外販売の手取概算額(未定)及び第三者割当増資の手取概算額上限520,155千円(※)を合わせた手取概算額合計上限3,958,200千円については、①臨床試験等の開発資金、②海外展開のための技術移管等に係る開発資金、③長期借入金の返済及び④事業運営及び開発のために必要な人件費等にそれぞれ充当する予定です。

具体的には下記のとおりです。

① 臨床試験等の開発資金：1,135,000千円

当社開発品であるステボロニン®の適応疾患の拡大のための研究開発資金として、以下のとおり充当する予定です。なお、国内における初発脳腫瘍、欧州における頭頸部癌及び米国における頭頸部癌向けの投資は、開発予定のものであります。

(国内)

- ・再発脳腫瘍：2022年3月期に54,000千円を充当
- ・メラノーマ：2023年3月期に100,000千円、2024年3月期以降に300,000千円を充当
- ・初発脳腫瘍：2024年3月期以降に120,000千円を充当

(欧州)

- ・頭頸部癌：2022年3月期に123,400千円、2023年3月期に12,600千円、2024年3月期以降に273,000千円を充当

(米国)

- ・頭頸部癌：2024年3月期以降に152,000千円を充当

② 海外展開のための技術移管等に係る開発資金：158,000千円

海外展開のための製剤技術及び分析技術の移管、治験薬の製造開発資金として、2022年3月期に123,000千円、2023年3月期に12,000千円、2024年3月期以降に23,000千円を充当

③ 長期借入金の返済原資：800,000千円

長期借入金の返済原資として、2022年3月期に160,000千円、2023年3月期に160,000千円、2024年3月期以降に480,000千円を充当

④ 事業運営及び開発のために必要な人件費等：1,865,200千円

事業運営及び開発のために必要な人件費等として、2022年3月期に373,040千円、2023年3月期に373,040千円、2024年3月期以降に1,119,120千円を充当

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期まで安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格510円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、企業価値の向上によるキャピタルゲインと剰余金の配当による株主への還元を重要な経営施策として位置付けております。一方で、医薬品の開発は、開発期間が長期に亘り、多額の投資を実施する必要があります。現在、当社は、ホウ素中性子捕捉療法用に使われる医薬品ステボロニン®の販売を事業基盤とすべく国内では適応疾患の拡大を図り、さらに米国や欧州を中心にグローバルに事業を展開していくことを最優先の経営課題として投資を進めており、会社法上、配当を行い得る財政状態ではありません。今後、医薬品事業の収益力が安定し、相当の財政状態となった際には、新たな研究開発への投資、内部留保及び株主還元のバランスを検討した上で、配当の実施について適切に判断していくことを基本的な方針としております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、事業拡大のための研究開発、設備投資及び人材教育等に充当していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)及び(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、医薬品事業の収益力が安定し、継続的に当期純利益が計上され、相当の財政状態になった場合は、配当による利益還元の実施を検討したいと考えておりますが、現時点においては具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△8,137.76円	△66.28円	△61.68円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 2017年12月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、2018年3月期は2017年1月1日から2018年3月31日までの15ヶ月間となっております。
3. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算定しております。
4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 自己資本当期純利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 当社は、2019年11月14日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 当社は、2019年11月14日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年3月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△81.38円	△66.28円	△61.68円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主かつ貸株人であるステラケミファ株式会社並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である住友重機械工業株式会社、浅野智之、藪和光、上原幸樹、藤井祐一及び永田清は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年10月18日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面に

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

よる同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社INCJは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2021年7月20日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年10月18日までの期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年3月19日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものではなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。